

# 健康診断結果報告書等の提出について

— 健康診断の結果を労働基準監督署に御提出されましたか？ —

東京労働局 労働基準部 健康課

事業者の皆様、労働者に対し、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施し、**遅滞なく**、健康診断結果報告書を**所轄労働基準監督署**に御提出をお願いいたします。

また、粉じん作業を行う事業者は、じん肺法に基づき、毎年12月31日現在における**じん肺健康管理実施状況報告**を、翌年2月末日までに、所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に御提出ください。

加えて、各種指針に基づく**特殊健康診断**についても、その結果報告書の御提出をお願いします。

所轄労働基準監督署へ提出する「健康診断結果報告書」等は、次のとおりです。

※ 「提出部数」のうち1部は事業場の控用としてコピーで差し支えありません。

	健康診断の種類	健康診断結果報告書様式の名称	提出部数
1	定期健康診断 (50人以上の労働者を使用している事業場)	定期健康診断結果報告書	2部
2	特定業務従事者健康診断 (50人以上の労働者を使用している事業場)	定期健康診断結果報告書	2部
3	歯科医師による健康診断 (50人以上の労働者を使用している事業場)	定期健康診断結果報告書	2部
4	有機溶剤等健康診断	有機溶剤等健康診断結果報告書	2部
5	鉛健康診断	鉛健康診断結果報告書	2部
6	四アルキル鉛健康診断	四アルキル鉛健康診断結果報告書	2部
7	特定化学物質健康診断	特定化学物質健康診断結果報告書	2部
8	高気圧業務健康診断	高気圧業務健康診断結果報告書	2部
9	電離放射線健康診断	電離放射線健康診断結果報告書	2部
10	石綿健康診断	石綿健康診断結果報告書	2部
11	除染電離健康診断	除染等電離放射線健康診断結果報告書	2部
12	じん肺健康診断 (本報告は、本年中にじん肺健康診断を実施しなかった場合でも、報告する必要があります。)	じん肺健康管理実施状況報告	3部
13	指導勧奨による特殊健康診断 (重量物取扱い作業、VDT作業等29業務)	指導勧奨による特殊健康診断結果報告書	2部

※ **健康診断結果報告書**は厚生労働省のホームページから印刷設定を「拡大/縮小」なしで印刷したものをご使用ください。コピーでの使用はしないでください。アドレスは下記のとおりです。

( [http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/anzeneisei36/18.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei36/18.html) )

**お願い** 健康診断結果報告書は、健康診断実施後、遅滞なく提出することとされていますので、できるだけ早く提出するようにしてください。

暦年で集計する関係から、年末近くに健康診断を行った場合でも、遅くとも3月15日までには、同報告書を提出するようにしてください。